

敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 業務の目的及び趣旨

敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）は、本市の水道事業、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントするウォーターPPP の導入に関する可能性について詳細に検討することを目的とする。なお、当該各業務は、令和 6 年度国土交通省発注業務である「下水道分野におけるウォーターPPP 等の案件形成に向けた方策検討業務」に関しても十分に参考として進めること。

2 概要

(1) 件名

敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日まで

(4) 提案上限額

38,376,800 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第 6 号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納していない者であること。
- (10) 国土交通省の建設コンサルタント登録において、登録部門「上水道及び工業用水道」及び「下水道」の登録を受けている者であること。
- (11) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注する上下水道事業若しくは水道事業又は下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務(以下「同種業務」という。)を元請として完了した実績を有する者であること。
- (12) 本業務実施にあたり、以下に掲げる技術者を配置できる者であること。なお、配置する各技術者は兼務できない。また、応募者と直接的な雇用関係にある者であること。
 - ① 管理技術者
 - ・ 技術士(総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道)、又は技術士(総合技術監理部門－上下水道－下水道)の資格を有する者であること。
 - ・ 同種業務実績を有する者であること。
 - ② 照査技術者
 - ・ 技術士(上下水道部門－上水道及び工業用水道)、又は技術士(上下水道部門－下水道)の資格を有する者であること。ただし、管理技術者とは異なる専門であること。
 - ・ 同種業務実績を有する者であること。
 - ③ 担当技術者(下水道)
 - ④ 担当技術者(水道)

4 担当部局

〒914-0073

福井県敦賀市天筒町 5 番 9 号(天筒浄化センター2 階)

敦賀市水道部下水道課 担当：湊（みなど）

電話 : 0770-22-8145

E-MAIL : gesui@ton21.ne.jp

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公募開始(敦賀市ホームページ掲載)	令和 7 年 2 月 10 日 (月)
質問の受付期限	令和 7 年 2 月 14 日 (金) 正午
質問の回答	令和 7 年 2 月 19 日 (水)
参加申請書受付期限	令和 7 年 2 月 21 日 (金) 午後 5 時
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 2 月 27 日 (木)
企画提案書の受付期限	令和 7 年 3 月 12 日 (水) 午後 5 時
提案審査会(プレゼンテーション)	令和 7 年 3 月 19 日 (水)
審査結果の通知	令和 7 年 3 月下旬

6 質問及び回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問書(様式第 1 号)に記入し、件名を「敦賀市ウォーター PPP 導入可能性調査業務委託質問書【事業者名】」とし、PDF 化した電子データを電子メールに添付して提出すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けないものとする。

(2) 受付期間

令和 7 年 2 月 14 日(金)正午までとする。

(3) 質問に対する回答

令和 7 年 2 月 19 日(水)までに質問要旨及び回答を敦賀市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要項を補足・修正するものとして取り扱う。

7 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次による参加申請書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月21日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

- | | |
|----------------------|----|
| ① プロポーザル参加申請書(様式第2号) | 1部 |
| ② 会社概要(様式任意、パンフレット可) | 1部 |
| ③ 業務実績表(様式第3号) | 1部 |
| ④ 配置予定技術者等一覧表(様式第4号) | 1部 |
| ⑤ 納税証明書 | 1部 |
| ⑥ 業務実績を証明するもの(契約書等) | 1式 |
| ⑦ 配置予定技術者の資格を証明するもの | 1式 |

(3) 提出方法

件名を「敦賀市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託参加申請【事業者名】」とし、提出書類をPDF化したデータを電子メールに添付して提出すること。なお、電子メール以外の提出は受け付けないものとする。

(4) 辞退

参加申請書を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。なお、辞退届に関しても電子メールによる提出とする。

8 参加資格審査確認の通知

(1) 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和7年2月27日(木)までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案者の選定

プロポーザル参加申請書の提出者のうち、参加する資格を有する者が多数の場合は、別紙審査基準「1 業務実績に関すること」の項目により審査を行い、5者程度を選定するものとする。5者以下の場合は全ての者を選定し、企画提案書の提出を求めるものとする。

9 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加要請の通知を受けた者は、次により企画提案書を作成の上、提出するものとする。なお、提案は1者につき1案とし、提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。

(1) 受付期間

令和7年2月28日(金)午前9時から令和7年3月12日(水)午後5時まで

(2) 企画提案書の構成

企画提案書は、次の順に構成すること。なお、様式は任意とするが、別紙「企画提案書参考様式」を参考にし、作成すること。

- ① 業務実施方針及び業務実施体制表
- ② 工程表
- ③ 特定テーマに対する企画提案
- ④ 参考見積書

(3) 提出方法

件名を「敦賀市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託企画提案書【事業者名】」とし、提出書類をPDF化したデータを電子メールに添付して提出すること。なお、電子メール以外の提出は受け付けないものとする。

(4) 特定テーマについて

特定テーマは、次の2点とする。なお、記述内容については、本市の上下水道における事業特性を十分に踏まえた内容とすること。

- ① 本市上下水道事業の特性を踏まえた他分野連携スキームの検討における具体的な取組み方・留意点・提案事項
- ② マーケットサウンディング及びVFM算定にあたっての具体的な取組み方・留意点・提案事項

(5) 注意事項

- ① 企画提案書はA4ヨコ版、10ページ以内で作成すること。なお、使用する文字の大きさは12ポイント以上とすること。
- ② 記載内容については、文書又は図等で簡潔、明瞭に表現すること。
- ③ 特定テーマへの企画提案の際、仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。ただし、参考見積書には当該追加業務に関する内容も含むものとする。

- ④ 企画提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- ⑤ 参考見積書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算し、内訳を示すこと。また、見積書の合計金額には消費税及び地方消費税額を含めること。なお、宛先は「敦賀市長 米澤 光治」とする。

10 提案審査会(プレゼンテーション)

- (1) 開催日
令和7年3月19日(水)午後(予定)
- (2) 場所
提案者に別途通知する。(敦賀市内での開催を予定)
- (3) 審査体制
審査は、別途設置する「事業者選定委員会」が行う。
- (4) 説明時間
1者につき30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑10分程度)とする。
- (5) 審査順
企画提案書提出日時の早い者から順に行う。
- (6) 出席者
 - ① 1者につき最大4名まで
 - ② 説明者は、原則として配置予定技術者等の中から選任すること。
- (7) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいた説明を行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。
 - ② パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、電源、スクリーン、マイク、HDMIケーブル、VGAケーブルは本市で用意する。
 - ③ プレゼンテーションの制限時間は20分とし、提案の途中であっても20分を経過した時点で提案は終了とする。なお、終了の3分前(17分経過時点)及び1分前(19分経過時点)に事務局がベル等で合図を行う。
 - ④ プレゼンテーションは提案者ごとに個別で行い、非公開とする。
 - ⑤ 詳細の日時については別途提案者に通知する。

11 優先交渉権者の選定方法等

(1) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書等をもとに、提案者によるプレゼンテーション及び質疑による審査を行い、委員の判定に基づく採点の合計点により最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積額が安価な者を優先交渉権者として選定する。なお、評価点と同点で見積額も同額である者が複数いる場合は、審査会委員長の最高点の者を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査基準

審査は、企画提案書等の内容に基づき別紙の審査基準により行う。

(3) 提案者が1者又は参加申込みがない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該参加者を優先交渉権者とする。また、基準点に満たない場合、又は提案者の参加が無い場合は再度検討する。

なお、基準点は評価点の60%とし、総合評価点を委員の数で除して算出した値と比較する。

12 審査の結果通知

審査結果は、本プレゼンテーション参加者全てに次の内容を電子メールで通知する。なお、審査内容や結果に対する質問、異議は一切受け付けない。

(1) 優先交渉権者及び評価点

(2) プレゼンテーション参加者の評価点(事業者名は非公表)

(3) 当該事業者の評価点

13 契約の締結

(1) 本市は、優先交渉権者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、本市は優先交渉権者との交渉を打ち切り、次点交渉権者と交渉するものとする。

(2) 本市は、優先交渉権者又は次点交渉権者と協議が整った場合に、提案上限額の範囲内で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) 参加資格要件を欠く場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超える提案を行った場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外の目的には無断で使用しない。
- (3) 提出された企画提案書等について、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（又は部分公開）するものとする。
- (4) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上で掲載すること。
- (5) 電子メールの通信事故及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、本市はいかなる責任も負わない。
- (6) 本要項に定めのない事項については、本市及び審査委員会において協議の上決定する。